

クレーン等製造許可基準

昭和四七・九・三〇

労働省告示第 七六号

(クレーン等の構造)

第一条 クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト又はゴンドラ（以下「クレーン等」という。）の構造は、次の表の上欄に掲げるクレーン等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる労働省告示に定める構造規格に適合しているものでなければならない。

令第十二条第三号に掲げるクレーン	クレーン構造規格（昭和三十七年労働省告示第五十三号）
令第十二条第四号に掲げる移動式クレーン	移動式クレーン構造規格（昭和三十七年労働省告示第五十四号）
令第十二条第五号に掲げるデリック	デリック構造規格（昭和三十七年労働省告示第五十五号）
令第十二条第六号に掲げるエレベーター	エレベーター構造規格（昭和三十七年労働省告示第五十六号）
令第十二条第七号に掲げる建設用リフト	建設用リフト構造規格（昭和三十七年労働省告示第五十八号）

令第十二条第八号に掲げるゴンドラ	ゴンドラ構造規格（昭和四十四年労働省告示第五十三号）
------------------	----------------------------

(計算式、仮定及び実験値)

第二条 構造部分の強度計算の基準に採用されている計算式、仮定及び実験値は、すでに一般に承認されているもの又は一般に承認されている計算式、仮定及び実験値から正当に誘導されたものでなければならない。

(検査設備)

第三条 クレーン等を製造しようとする事業者は、次の検査の設備を有する者でなければならない。

- 一 万能試験機
- 二 放射線試験装置

(主任設計者)

第四条 製造しようとするクレーン等の主任設計者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十

六号)による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。以下同じ。)において、機械工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後五年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有するもの

二 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による工業学校(修業年限が五年であるものに限る。)を含む。以下同じ。)において、機械工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後八年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有するもの

三 十二年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有する者

(工作責任者)

第五条 製造しようとするクレーン等の工作責任者は、次の各号のいずれかに該当する

者でなければならない。

一 学校教育法による大学又は高等専門学校において、機械工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後三年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有するもの

二 学校教育法による高等学校において、機械工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後六年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有するもの

三 十年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有する者